

いばらき消費生活 メールマガジン

2026年9月15日243号

1. はい！相談室です

「1回のみのお試しのつもりだったのに・・・」定期購入トラブルに注意！

2. 9月は「高齢者向け悪質商法・特殊詐欺被害防止共同キャンペーン月間」です！

3. 消費者教育啓発講座 受講者募集！

1. はい！相談室です

「1回のみのお試しのつもりだったのに・・・」定期購入トラブルに注意！

健康食品や化粧品などの定期購入に関する相談が多く寄せられています。

インターネットを見ていたところ、「初回お試し価格、定期縛りなし。」と書かれた健康食品の広告が表示され、試しに飲んでみようと思い、1回限りのつもりで注文した。2回目の商品が届き、明細を確認して初めて定期購入だと分かったため、解約しようと業者に連絡したが、初回価格と定価の差額を請求された。初回のみお試し価格で購入して、2回目以降を解約したい。

消費生活センターに定期購入トラブルに関する相談が多く寄せられています。「定期縛りなし」は「1回のみの購入」ではなく、「最低購入回数の指定がない契約(いつでも解約できる定期購入)」である可能性があるため注意が必要です。

インターネット通販等で注文する際は、安価な表示に惑わされることなく、契約条件を確認することが大切です。「最終確認画面（契約条件が記載されている画面）」で、定期購入が条件になっていないか、最低購入回数に指定（縛り）がないか、2回目以降の代金等の販売条件や解約条件を確認しましょう。

これらの表示がなかったり、不実の表示や消費者を誤認させるような表示であった場合には、契約を取り消せる場合があります。その際には「最終確認画面」の記載内容が証拠になりますので、必ず「最終確認画面」をスクリーンショットで保存しましょう。

不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、最寄りの消費生活センターにご相談ください。

＜参考資料＞

○国民生活センター 通信販売での定期購入

https://www.kokusen.go.jp/soudan_topics/data/subscription_traps.html

○国民生活センター 「定期縛りなし」が「解約するまで続く定期購入」だったなんて…！

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20250131_1.html

○国民生活センター その申込み、定期購入になっていませんか？もう一度「最終確認画面」をチェック！－依然として多い通信販売での「定期購入」トラブル－

https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20240131_1.pdf

.....

2. 9月は「高齢者向け悪質商法・特殊詐欺被害防止共同キャンペーン月間」です！

県消費生活センターでは、毎年9月を「高齢者向け悪質商法・特殊詐欺被害防止共同キャンペーン月間」と定め、県警察本部及び県内市町村と連携して啓発活動を実施しています。

高齢者の生活不安や認知機能の低下等につけ込む悪質商法や特殊詐欺による被害は依然として後を絶ちません。

被害を防ぐには、周りの人が高齢者の様子を気にかけて、変化に気づくことが重要です。

みなさんで見守ることで、高齢者を悪質商法や特殊詐欺から守りましょう！

キャンペーンの実施概要は、県消費生活センターのホームページ「いばらき消費生活ナビ」の特設ページをご覧ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/campaign/old.html>

<参考資料>

○国民生活センター 「見守り」と「気づき」で高齢者の被害を防ごう

https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen521.html

.....

3. 消費者教育啓発講座 受講者募集！

現在、県消費生活センターでは、高齢者の見守りに関心のある方を対象に、消費者教育啓発講座「ふせごう！高齢者の暮らしのトラブル」（オンデマンド方式）の受講者を募集しています。お申込み方法はホームページ「いばらき消費生活ナビ」をご覧ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/educate/r8boshuu.html>

.....

「困ったな」「おかしいな？」と思ったら、すぐに消費生活センターなどに相談しましょう。商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど専門の相談員が受付け、公正な立場でトラブル解決のための助言、あっせん（消費者が当事者として事業者と交渉するための手助け）、情報提供などを行います。

◇ご相談は「消費者ホットライン」をご利用ください。

全国共通・局番なし3桁「消費者ホットライン：188（いやや）」

最寄りの消費生活相談窓口、又は国民生活センターをご案内します。

※相談できる曜日・時間帯は、お住いの地域の相談窓口によって異なります。

※相談は無料ですが、通話料金をご負担ください。

.....

※当メールマガジンの配信を停止したい場合は、ホームページ「いばらき消費生活ナビ」より配信停止の手続きを行ってください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/mail-magazine.html>

このメールに心当たりのない場合やご不明な点がある場合は、お手数ですが

[mail:syose@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:syose@pref.ibaraki.lg.jp) までご連絡ください。

.....



【お問合せ先】

発行・編集 茨城県消費生活センター

〒310-0802 茨城県水戸市柵町1丁目3番1号

TEL：029-224-4722

FAX：029-226-9156

